

土浦市教育委員会告示第1号

土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立の幼稚園、小学校及び中学校の適正配置等について検討するため、土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に提言する。

- (1) 市立の幼稚園、小学校及び中学校の適正配置等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園、小学校及び中学校の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の提言を教育委員会に行った日をもって満了とする。

2 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号及び第3号に掲げる委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が

欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。